

「店頭デリバティブ取引約款」の改定に係る新旧対照表

平成 30 年 5 月 31 日

改定後（新）	改定前（旧）
<p>第 1 条（本約款の趣旨） 本約款は、お客様が EZ インベスト証券株式会社（以下、「当社」という。）との間で行う金融商品取引法第 2 条第 22 項第 1 号に該当する店頭デリバティブ取引及び法第 28 条第 8 項第 4 号イ又はロに掲げる店頭デリバティブ取引（以下、個別に又は総称して「本取引」という。）に関する権利義務関係及び本取引に関するサービス（以下、「本サービス」という。）の利用に関する取り決めです。お客様には、取引を行うにあたり、<u>EZ インベスト証券・店頭デリバティブ取引約款</u>（以下、「本約款」という。）の各条項の内容を承諾した上で当社と取引を行うものとします。</p> <p>第 2 条（リスク及び自己責任の原則） （略） （1）～（9）（略） （10）本取引に関連して発生するスワップポイント及び<u>金利調整額</u>は、金利状況により変動するため、損失が発生するおそれがあること （11）～（12）（略）</p> <p>2 本取引は口座開設から決済まで、主としてインターネットを利用した非対面取引により行われるものであり、お客様が単独で<u>パソコン、スマートフォン及びタブレット機器等</u>の基本操作を行えることが前提となります。</p> <p>第 3 条（用語の定義） 本約款において、次に掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。 （1）「営業日」とは、<u>取引銘柄毎</u>に国内及び外国の金融機関の営業日を考慮して、当社が定めた日を指すものとします （2）（略） <u>（3）「有効証拠金」とは、お客様の資金残高にポジションの未確定損益総額を加減算したお客様の資金残高の時価評価額をいいます</u> <u>（4）「必要証拠金」（または「使用証拠金）」とは、取引銘柄毎に定められた、取引を行う場合</u></p>	<p>第 1 条（本約款の趣旨） 本約款は、お客様が EZ インベスト証券株式会社（以下、「当社」という。）との間で行う金融商品取引法第 2 条第 22 項第 1 号に該当する店頭デリバティブ取引及び法第 28 条第 8 項第 4 号イ又はロに掲げる店頭デリバティブ取引（以下、個別に又は総称して「本取引」という。）に関する権利義務関係及び本取引に関するサービス（以下、「本サービス」という。）の利用に関する取り決めです。お客様には、取引を行うにあたり、<u>EZ インベスト証券取引約款</u>（以下、「本約款」という。）の各条項の内容を承諾した上で当社と取引を行うものとします。</p> <p>第 2 条（リスク及び自己責任の原則） （略） （1）～（9）（略） （10）本取引に関連して発生するスワップポイント及び<u>金利調整金</u>は、金利状況により変動するため、損失が発生するおそれがあること （11）～（12）（略）</p> <p>2 本取引は口座開設から決済まで、主としてインターネットを利用した非対面取引により行われるものであり、お客様が単独で<u>パソコン</u>の基本操作を行えることが前提となります。</p> <p>第 3 条（用語の定義） 本約款において、次に掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。 （1）「営業日」とは、<u>取引対象通貨ごと</u>に国内及び外国の金融機関の営業日を考慮して、当社が定めた日を指すものとします （2）（略） <u>（新設）</u> <u>（3）「必要証拠金」（または「使用証拠金）」とは、通貨若しくは通貨ペア毎の取引を行う場合</u></p>

及び保有するポジションを維持する場合に必要な
となる証拠金の額をいいます

(5)「余剰証拠金」とは、有効証拠金から必要
証拠金を控除した額をいいます

(6) (略)

(7)「取引レート」とは、市場若しくは当社の
カバー先から配信された価格を参考にし、当社
所定の基準に従い当社が独自に提示する価格を
いいます

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

第9条 (口座開設)

お客様は、本取引を行うことを目的として、
本約款、取引説明書その他当社の定める規則等
に同意の上、本人確認の手続等、当社所定の手
続により取引口座の開設の申込を行なうもの
とします。ただし、口座開設の申込みにあつて
は、以下の各号の要件を満たしていることを必
要とします。

(1) (略)

(2) 当社から電子メール若しくは電話で直
接、口座開設者ご本人と常時連絡が取れるこ
と。お客様が法人の場合、取引担当者
と常時連絡が取れること

(3) インターネット利用環境が整っておりご
自身の電子メールアドレスをお持ちであること
(削除)

(4) (略)

(5) 日本国のみに居住する満20歳以上80歳
未満の行為能力を有する個人(成年被後見人、
被保佐人、被補助人を除く。)であること。お
客様が法人の場合、日本国内に本店が登記され
ている法人であること、かつ取引担当者及び
すべての実質的支配者が日本国のみ
に居住していること。

(6) ~ (10) (略)

(11) お客様及びその家族が、外国 PEPs (犯
罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
15条に掲げる者) に該当しないこと。お客様
が法人の場合、すべての実質的支配者が外国
PEPs に該当しないこと

(12) (略)

及び保有するポジションを維持する場合に必要な
となる証拠金の額をいいます

(新設)

(4) (略)

(5)「取引レート」とは、市場もしくは当社の
カバー先から配信された価格を参考にし、当社
所定の基準に従い当社が独自に提示する価格を
いいます

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

第9条 (口座開設)

お客様は、本取引を行うことを目的として、
本約款、取引説明書その他当社の定める規則等
に同意の上、本人確認の手続等、当社所定の手
続により取引口座の開設の申込を行なうもの
とします。個人のお客様の場合は、以下の各号の要
件を満たしていること、法人のお客様の場合は
別に当社の定める要件(別冊の取引説明書に記
載)を満たしていることとします。

(1) (略)

(2) 当社から電子メール若しくは電話で直
接、口座開設者ご本人と常時連絡が取れるこ
と。(追記)

(3) インターネット利用環境が整っておりご
自身のPCメールアドレスをお持ちであること
(携帯電話メールアドレスのみでは開設出来ま
せん。)

(4) (略)

(5) 日本国内に居住する満20歳以上80歳未
満の行為能力を有する個人(成年被後見人、被
保佐人、被補助人を除く。)であること。又は
日本国内に本店が登記されている法人であるこ
と

(追記)

(6) ~ (10) (略)

(新設)

<p>2～5 (略)</p> <p>第10条 (取引証拠金) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 お客様が取引口座に入金される場合、当社指定の金融機関口座へ円貨にて預託するものとし有価証券又は外貨による預託は受け付けないものとします。<u>複数取引口座を保有する場合は、預託した金銭の入金先をお客様が指定するものとします。入金先の指定がない場合は、当社の定めるところにより、EZ MT4 FX 口座ミニコース、ハーフコース、スタンダードコース、EZ MT4 CFD 口座の順で入金反映させるものとします。</u>当社は、お客様の入金当社指定の金融機関口座において確認が完了した時点で、遅滞なく取引口座へ反映いたしますが、お客様は、お客様の入金手続きから当社の入金確認後の取引口座への反映には時間差があることを理解し、当該時間差により、第15条に定めるロスカットが行われるリスクがあることに同意するものとします。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第12条 (取引レート) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 お客様は<u>成り行き注文又は指値注文、逆指値注文</u>などの場合はレートの変動などにより、実際の約定価格が取引画面のレート、又はお客様が注文したレートと同一にならない場合があること (スリッページ)、にあらかじめ同意するものとします。</p> <p>6 (略)</p> <p>第14条 (ロールオーバー) (略)</p> <p>2 前項のスワップポイント及び金利調整額、配当金調整額は、当社のカバー先が当社に提示する<u>額</u>を参考に、当社が独自に生成したスワップポイント及び金利調整額、配当金調整額であることにお客様は同意するものとします。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第15条 (ロスカット)</p>	<p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第10条 (取引証拠金) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 お客様が取引口座に入金される場合、当社指定の金融機関口座へ円貨にて預託するものとし有価証券又は外貨による預託は受け付けないものとします。<u>(追記)</u>当社は、お客様の入金を当社指定の金融機関口座において確認が完了した時点で、遅滞なく取引口座へ反映いたしますが、お客様は、お客様の入金手続きから当社の入金確認後の取引口座への反映には時間差があることを理解し、当該時間差により、第15条に定めるロスカットが行われるリスクがあることに同意するものとします。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第12条 (取引レート) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 お客様は<u>成り行き注文又は逆指値注文</u>などの場合はレートの変動などにより、実際の約定価格が取引画面のレート、又はお客様が注文したレートと同一にならない場合があること (スリッページ)、にあらかじめ同意するものとします。</p> <p>6 (略)</p> <p>第14条 (ロールオーバー) (略)</p> <p>2 前項のスワップポイント及び金利調整額、配当金調整額は、当社のカバー先が当社に提示する<u>スワップポイント</u>を参考に、当社が独自に生成したスワップポイント及び金利調整額、配当金調整額であることにお客様は同意するものとします。</p> <p>3～4 (略)</p>
--	--

当社は、お客様のポジションを、当社の定める頻度で、当社の提示する取引レートで時価評価をし、余剰証拠金が0（ゼロ）以下になった場合、お客様に事前に通知することなく、お客様のポジションを当社が任意に決済（ロスカット）するものとします。

2 前項に定める強制決済は成行により処理するものとし、お客様は、市場環境によりお客様が預託した取引証拠金を超える損失が発生する可能性があることを承諾するものとします。

3～4（略）

5 必要証拠金率等については当社の判断により変更できることに同意するものとします。

第17条（期限の利益の喪失）

（略）

(1)～(13)（略）

2 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって、お客様は、当社に対する本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとする。

(1)～(4)（略）

第19条（差引計算）

（略）

2 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり預託金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。

3 前2項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、当社の定める率によるものとし、また差引計算を行う場合、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場につ

第15条（ロスカット）

当社は、お客様のポジションを、当社の定める頻度で、当社の提示する取引レートで時価評価をし、余剰証拠金率（有効証拠金（入出金を行った証拠金残高に、受け払いを行ったスワップポイント、金利調整額、配当金調整額及び売買損益を加減算した、お客様の資金残高にポジションの未確定損益総額を加減算したお客様の資金残高の未確定損益評価額）に対する余剰証拠金（有効証拠金から保有するポジションを維持するために必要となる取引証拠金を控除した金額）の比率）がMetaTrader 4（以下MT4）口座は0（ゼロ）以下になった場合、EZ Deal口座は0（ゼロ）を下回った場合、お客様に事前に通知することなく、お客様のポジションを当社が任意に決済（ロスカット）するものとします。

2 前項に定める強制決済は成行きにより処理するものとし、お客様は、市場環境によりお客様が預託した取引証拠金を超える損失が発生する可能性があることを承諾するものとします。

3～4（略）

5 第1項に規定する証拠金率などについては当社の判断により変更できることに同意するものとします。

第17条（期限の利益の喪失）

（略）

(1)～(13)（略）

2 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって、お客様は、当社に対する本取引も係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとする。

(1)～(4)（略）

第19条（差引計算）

（略）

2 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。

3 前2項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、当社の定める利率及び比率によるものとし、また差引計算を行う場合、債権及び債

<p>いては、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は当社の指定する為替レートを適用するものとします。</p> <p>4 (略)</p> <p>第 22 条 (報告) お客様<u>若しく</u>はその法定代理人、承継人等は、お客様について第 17 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し書面をもってその旨の報告をするものとします。</p> <p>第 27 条 (免責事項) (略) (1) ~ (11) (略) (12) お客様が当社の指定する金融機関の口座に取引証拠金の送金を行ったにも拘らず、当該取引証拠金の送金が当社の責めに帰すことのない事由により<u>遅延したために</u>、お客様の取引口座に生じた損害 (13) (略)</p> <p>制定 平成 27 年 9 月 29 日 改定 平成 28 年 6 月 20 日 改定 平成 29 年 1 月 19 日 <u>改定 平成 30 年 5 月 31 日</u></p>	<p>務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は当社の指定する為替レートを適用するものとします。</p> <p>4 (略)</p> <p>第 22 条 (報告) お客様<u>もしく</u>はその法定代理人、承継人等は、お客様について第 17 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し書面をもってその旨の報告をするものとします。</p> <p>第 27 条 (免責事項) (略) (1) ~ (11) (略) (12) お客様が当社の指定する金融機関の口座に取引証拠金の送金を行ったにも拘らず、当該取引証拠金の送金が当社の責めに帰すことのない事由により、<u>お客様の取引口座に生じた損害</u> (13) (略)</p> <p>制定 平成 27 年 9 月 29 日 改定 平成 28 年 6 月 20 日 改定 平成 29 年 1 月 19 日 <u>(追加)</u></p>
--	---